

【国の基準による訪問型サービス】

訪問型独自サービス(独自) サービスコード表 (令和3年10月1日から適用)

八丈町

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
A2 1111	訪問型独自サービスⅠ	訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		1,176	1月につき
A2 1211	訪問型独自サービスⅡ	訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		2,349	
A2 1321	訪問型独自サービスⅢ	訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,727	
A2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算		
A2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		
A2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		
A2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		
A2 4001	訪問型独自サービス初回加算	初回加算			200	
A2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)			100	
A2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200	
A2 6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 137/1000 加算	1日につき
A2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 100/1000 加算	
A2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の 55/1000 加算	
A2 6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(3)で算定した単位数の 90% 加算	
A2 6275	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(3)で算定した単位数の 80% 加算	
A2 6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の 63/1000 加算	
A2 6279	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	介護職員特定処遇改善加算	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の 42/1000 加算	1日につき
A2 2111	訪問型独自サービスⅠ日割		訪問型サービス費(独自)(Ⅰ)	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)	39	
A2 2211	訪問型独自サービスⅡ日割		訪問型サービス費(独自)(Ⅱ)	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)	77	
A2 2321	訪問型独自サービスⅢ日割		訪問型サービス費(独自)(Ⅲ)	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)	123	
A2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		
A2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		

※訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ及びⅤ(サービスコード6273及び6275)については、令和4年3月31日までの間に限る。